

二
千
六
年
の
国
際
熱
帯
木
材
協
定

二千六年の国際熱帯木材協定

前文

この協定の締約国は、

- (a) 新たな国際経済秩序の確立に関する宣言及び新たな国際経済秩序の確立のための行動計画、一次産品総合計画、開発のための新たなパートナーシップ並びに国際連合貿易開発会議（第十一回会期）が採択したサンパウロ精神及びサンパウロ合意を想起し、
- (b) 千九百八十三年の国際熱帯木材協定及び千九百九十四年の国際熱帯木材協定を想起し、また、国際熱帯木材機関の設立以来の活動及び成果（熱帯木材の国際貿易を持続可能であるように経営されている供給源からのものについて行うことを達成するための戦略を含む。）を認め、
- (c) さらに、二千二年九月に持続可能な開発に関する世界首脳会議が採択したヨハネスブルク宣言及び実施計画、二千年十月に設立された国際連合森林フォーラム及びこれに関連する森林に関する協調パートナーシップ（国際熱帯木材機関が構成員であるもの）の設立、千九百九十二年六月に国際連合環境開発

会議が採択した環境及び開発に関するリオ宣言、すべての種類の森林の経営、保全及び持続可能な開発に関する世界的なコンセンサスのための法的拘束力のない権威のある原則声明並びにアジェンダ二十一の関連する章並びに気候変動に関する国際連合枠組条約、生物の多様性に関する国際連合条約及び砂漠化の防止のための国際連合条約を想起し、

(d) 諸国が、国際連合憲章及び国際法の諸原則に基づき、自国の資源をその環境政策に従って開発する主権的権利を有すること並びにすべての種類の森林の経営、保全及び持続可能な開発に関する世界的なコンセンサスのための法的拘束力のない権威のある原則声明の原則1(a)に定めるところにより、自国の管轄又は管理の下における活動が他国の環境又はいずれの国の管轄にも属しない区域の環境を害しないことを確保する責任を有することを認め、

(e) 木材生産国の経済に対する木材及び関連する貿易の重要性を認め、

(f) 持続可能な森林経営との関連において森林がもたらす地域的、国家的及び地球的な規模における多面的な経済上、環境上及び社会上の便益（木材、非木材林産物、環境サービス等）の重要性並びに持続可能な開発、貧困の軽減及び開発に関する国際的な目標（ミレニアム宣言にうたわれている目標を含む。）

の達成に対する持続可能な森林経営の貢献を認め、

- (g) さらに、すべての加盟国が自国の森林の持続可能な経営に向けての進捗状況ちよくを評価し、監視し、及び促進する重要な手段として、持続可能な森林経営のための比較可能な基準及び指標を促進し、及び適用する必要性を認め、

- (h) 熱帯木材貿易、国際木材市場及び一層広範な世界経済の間の相互関係並びに国際木材貿易の透明性を改善するために世界的な展望を持つことの必要性に留意し、

- (i) 熱帯木材及び熱帯木材製品の輸出を持続可能であるように経営されている供給源からのものについて行うことを達成するためできる限り速やかに行動する旨の約束（国際熱帯木材機関の目標二千）を再確認し、また、バリ・パートナーシップ基金の設立を想起し、

- (j) 千九百九十四年一月に加盟消費国が行った約束（自国の森林の持続可能な経営を維持し、又は達成する旨の約束）を想起し、

- (k) 持続可能な森林経営及び合法的な供給源からの木材の輸出を達成するため、良い統治、土地に係る権利に関する明確な制度及び分野横断的な調整が果たす役割に留意し、

- (l) 持続可能な森林経営の促進における加盟国、国際機関、民間部門、市民社会（原住民の社会、地域社会等）その他の利害関係者の間の協力の重要性を認め、
- (m) 森林に関する法令の執行を改善し、及び合法的に伐採された木材の貿易を促進するためのこのような協力の重要性を認め、
- (n) 森林に依存する住民の社会及び地域社会（森林の所有者及び経営者を含む。）の能力を高めることがこの協定の目的の達成に寄与し得ることに留意し、
- (o) 関連する国際的に認められた原則並びに国際労働機関の関連条約及び関連文書を考慮しつつ、森林部門に従事する者の生活水準及び労働条件の向上の必要性に留意し、
- (p) 木材が、競合する産品と比べて、エネルギー効率が高く、再生可能な、かつ、環境を害しない素材であることに留意し、
- (q) 持続可能な森林経営への投資の増大（木材関連貿易から生み出される収入等森林から生み出される収入の再投資によるものを含む。）の必要性を認め、
- (r) 持続可能な森林経営の費用を反映した市場価格が有益であることを認め、

- (s) さらに、この協定の目的の達成に資するため、幅広い拠出者からの予測可能な資金の拡充の必要性を認め、
- (t) 熱帯木材を生産する後発開発途上国の特別なニーズに留意して、次のとおり協定した。

第一章 目的

第一条 目的

二千六年の国際熱帯木材協定（以下「この協定」という。）は、次のことにより、持続可能であるように経営され、かつ、合法的な伐採が行われた森林からの熱帯木材の国際貿易の拡大及び多様化並びに熱帯木材生産林の持続可能な経営を促進することを目的とする。

- (a) 木材に関する世界経済のすべての側面について、すべての加盟国の間の協議、国際協力及び政策立案のための効果的な枠組みを提供すること。
- (b) 非差別的な木材貿易慣行を促進するための協議の場を提供すること。
- (c) 持続可能な開発及び貧困の軽減に寄与すること。

- (d) 熱帯木材及び熱帯木材製品の輸出を持続可能であるように経営されている供給源からのものについて行うことを達成するための戦略を実施するための加盟国の能力を高めること。
- (e) 国際市場の構造上の条件（消費及び生産の長期的傾向、市場アクセスに影響を及ぼす要因、消費者の嗜好並びに価格を含む。）及び持続可能な森林経営の費用を反映した価格をもたらす条件についての理解を一層促進すること。
- (f) 森林経営、木材利用の効率及び他の材料と比較した木材製品の競争力を改善するため並びに木材生産熱帯林における木材生産以外の森林の価値を保全し、及び高める能力を増大させるため、研究及び開発を促進し、及び支援すること。
- (g) この協定の目的を達成するための加盟生産国の能力を高めるために必要な新規の、かつ、追加的な資金の供与のための制度（十分かつ予測可能な拠出を促進するためのもの）及びこの協定の目的を達成するための加盟生産国の能力を高めるために必要な専門的知識の供与のための制度を発展させ、並びにそれらの制度に寄与すること。
- (h) 市場及び市場の動向に関する一層の透明性及びより良い情報を確保するため、市場情報を改善し、及

び国際木材市場に関する情報の共有を奨励すること（貿易が行われている樹種に関する資料その他の貿易に関連する資料の収集、取りまとめ及び公表を含む。）。

(i) 加盟生産国の工業化を促進するため並びにそれにより当該加盟生産国の雇用の機会及び輸出収入を増加させるため、当該加盟生産国における持続可能な供給源からの熱帯木材の加工の増進及び加工度の向上を促進すること。

(j) 森林資源に依存する地域社会に十分な考慮を払いつつ、熱帯木材に係る造林及び劣化した林地の復旧を支援し、及び発展させるよう加盟国を奨励すること。

(k) 持続可能であるように経営され、かつ、合法的な伐採が行われた供給源からの合法的に取引される熱帯木材及び熱帯木材製品であって輸出されたものの販売及び流通を改善すること（消費者の意識の向上を含む。）。

(1) 木材貿易に関する統計及び熱帯林の持続可能な経営に関する情報の収集、処理及び公表についての加盟国の能力を強化すること。

(m) 熱帯木材貿易との関係において、木材生産林の持続可能な利用及び保全並びに生態学的均衡の維持を

目的とした国内政策を立案するよう加盟国を奨励すること。

(n) 森林に関する法令の執行及び統治を改善し、並びに熱帯木材の違法伐採及び関連する貿易に対処するための加盟国の能力を強化すること。

(o) 熱帯林の持続可能な経営を促進するための任意の制度（特に認証制度）についての理解を深めるための情報の共有を奨励し、及びこの分野における加盟国の努力を支援すること。

(p) この協定の目的を達成するための技術の取得の機会の提供、技術移転及び技術協力（これらの提供、移転及び協力は、相互に合意する場合には、緩和され、かつ、特惠的な条件によるものを含む。）を促進すること。

(q) 持続可能な森林経営との関係において、熱帯林の持続可能な経営に対する非木材林産物及び環境サービスへの貢献を強化するための戦略を策定する加盟国の能力を高めることを目的として、このような貢献についての理解が深まることを奨励し、並びに関連する機関及び枠組みと協力すること。

(r) 持続可能な森林経営の達成における森林に依存する原住民の社会及び地域社会の役割を認識し、並びに熱帯木材生産林を持続可能であるように経営するためのこれらの社会の能力を高める戦略を策定する

よう加盟国を奨励すること。

(s) 関連する新たに生じた問題を特定し、対処すること。

第二章 定義

第二条 定義

この協定の適用上、

1 「熱帯木材」とは、北回帰線と南回帰線との間に位置する国において生育し、又は生産される木材であって産業用に使用するものをいい、丸太、製材、単板及び合板を含む。

2 「持続可能な森林経営」については、機関の関連する政策上の文書及び技術上の指針に従って解釈する。

3 「加盟国」とは、この協定が暫定的に効力を有しているか確定的に効力を有しているかを問わず、この協定によって拘束されることに同意した政府又は第五条に規定する欧州共同体若しくは政府間機関をいう。

4 「加盟生産国」とは、熱帯森林資源を有する北回帰線と南回帰線との間に位置する加盟国若しくは数量

において熱帯木材の純輸出国である加盟国であつて、付表Aに掲げられ、かつ、この協定の締約国となるもの又は熱帯森林資源を有する加盟国若しくは数量において熱帯木材の純輸出国である加盟国であつて、同付表に掲げられていないがこの協定の締約国となり、かつ、理事会が当該加盟国の同意を得て加盟生産国であると宣言したものをいう。

5 「加盟消費国」とは、熱帯木材を輸入している加盟国であつて、付表Bに掲げられ、かつ、この協定の締約国となるもの又は熱帯木材を輸入している加盟国であつて、同付表に掲げられていないがこの協定の締約国となり、かつ、理事会が当該加盟国の同意を得て加盟消費国であると宣言したものをいう。

6 「機関」とは、次条の規定により設立される国際熱帯木材機関をいう。

7 「理事会」とは、第六条の規定により設置される国際熱帯木材理事会をいう。

8 「特別多数票」とは、出席し、かつ、投票する加盟生産国の投ずる票の三分の二以上の票及び出席し、かつ、投票する加盟消費国の投ずる票の六十パーセント以上の票（それぞれ別個に計算する。）をいう。ただし、出席し、かつ、投票する加盟生産国及び加盟消費国のそれぞれ半数以上がこれらの数の票を投ずる場合に限る。

9 「単純多数票」とは、出席し、かつ、投票する加盟生産国の投ずる票の過半数の票及び出席し、かつ、投票する加盟消費国の投ずる票の過半数の票（それぞれ別個に計算する。）をいう。

10 「二箇年会計年度」とは、一月一日から翌年の十二月三十一日までの期間をいう。

11 「自由交換可能通貨」とは、ユーロ、日本円、スターリング・ポンド、スイス・フラン、合衆国ドルその他の国際取引上の支払を行うため現に広範に使用され、かつ、主要な為替市場において広範に取引されている通貨として、権限を有する国際通貨機関が随時指定する通貨をいう。

12 第十条2(b)の規定による票の配分の計算上、「熱帯森林資源」とは、北回帰線と南回帰線との間に位置する天然閉鎖林及び人工林をいう。

第三章 組織及び運営

第三条 国際熱帯木材機関の本部及び構成

1 千九百八十三年の国際熱帯木材協定によって設立された国際熱帯木材機関は、この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視するため、存続する。

2 機関は、第六条の規定により設置される理事会、第二十六条に規定する委員会及び補助機関並びに事務

局長及び職員によって、その任務を遂行する。

3 機関の本部は、常に、加盟国の領域に置く。

4 機関の本部は、理事会が第十二条に規定する特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、横浜に置く。

5 機関の地域事務所は、理事会が第十二条に規定する特別多数票による議決で決定を行う場合には、設置することができる。

第四条 機関の加盟国

機関の加盟国の区分は、次のとおりとする。

- (a) 加盟生産国
- (b) 加盟消費国

第五条 政府間機関の加盟

1 この協定において「政府」というときは、欧州共同体並びに国際協定（特に商品協定）の交渉、締結及び適用についてこれと同等の責任能力を有する他の政府間機関を含む。したがって、この協定において、

署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入というときは、欧州共同体その他政府間機関については、当該機関による署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入をいう。

2 1に規定する欧州共同体その他政府間機関は、その権限内の事項に関して表決が行われる場合には、第十条の規定によりこの協定の締約国である当該機関の構成国に配分される票の合計に等しい数の票を投ずる。この場合には、当該機関の構成国は、各自の投票権を行使することができない。

第四章 国際熱帯木材理事会

第六条 国際熱帯木材理事会の構成

- 1 機関の最高機関は、国際熱帯木材理事会とし、理事会は、機関のすべての加盟国で構成する。
- 2 加盟国は、理事会において一人の代表により代表されるものとし、また、理事会の会合に出席する代表代理及び顧問を指名することができる。
- 3 代表代理は、代表が不在である間又は特別な場合において、代表に代わって行動し、及び投票する権限を与えられる。

第七条 理事会の権限及び任務

理事会は、この協定の実施のために必要なすべての権限を行使し、及びその実施のために必要なすべての任務を遂行し、又はこれらの任務の遂行のための措置をとる。理事会は、特に次のことを行う。

(a) 第十二条に規定する特別多数票による議決で、この協定の実施のために必要な、かつ、この協定に適合する規則（理事会の手續規則並びに機関の会計に関する規則及び職員に関する規則を含む。）を採択すること。会計に関する規則は、特に、第十八条の規定に基づいて置かれる勘定の資金の収入及び支出を規律する。理事会は、その手續規則において、会合することなく特定の問題について決定を行うための手續を定めることができる。

(b) 機関の効果的かつ効率的な運営を確保するために必要な決定を行うこと。

(c) この協定に基づく任務の遂行に必要な記録を保管すること。

第八条 理事会の議長及び副議長

1 理事会は、各暦年につき、議長及び副議長各一人を選出する。議長及び副議長は、機関から報酬を受けない。

2 議長及び副議長のいずれか一方は加盟生産国の代表のうちから、他方は加盟消費国の代表のうちから選

出される。

3 これらの役職は、両区分の加盟国が毎年交互に務める。ただし、例外的な事態において、議長若しくは副議長又は双方の再選を妨げるものではない。

4 議長が一時的に欠けた場合には、副議長が議長の職務を遂行する。議長及び副議長の双方が一時的に欠けた場合又は議長及び副議長の一方若しくは双方がその任期を残して欠けた場合には、理事会は、場合に依りて、加盟生産国又は加盟消費国の区分のうち該当する区分に属する加盟国の代表のうちから、一時的に又は前任者の任期の残余の期間その職務を遂行する新規の役員を選出することができる。

第九条 理事会の会合

1 理事会は、原則として、少なくとも年一回、通常会合を開催する。

2 理事会は、その決定するとき又はいずれかの加盟国若しくは事務局長が理事会の議長及び副議長の同意を得て次のいずれかの加盟国と共に要請するときは、特別会合を開催する。

(a) 過半数の加盟生産国又は過半数の加盟消費国

(b) 過半数の加盟国

- 3 理事会の会合は、理事会が第十二条に規定する特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、機関の本部において開催するものとし、また、理事会は、本部以外の場所（生産国であることが望ましい。）において理事会を交互に開催するよう努める。
- 4 理事会は、理事会の会合の開催頻度及び開催地を検討するに当たり、十分な資金が利用可能であることを確保するよう努める。
- 5 会合の通知及び会合における議題は、少なくとも六週間前に事務局長が加盟国に送付する。ただし、緊急の場合には、通知は、少なくとも七日前に送付する。

第十条 票の配分

- 1 加盟生産国及び加盟消費国は、それぞれ総体として、千票ずつを有する。
- 2 加盟生産国の票は、次のとおり配分する。
 - (a) 四百票は、アフリカ、アジア・太平洋並びにラテン・アメリカ及びカリブの三生産地域の間で平等に配分する。このようにしてこれらの各地域に配分した票は、当該地域の加盟生産国の間で平等に配分する。

(b) 三百票は、加盟生産国の間で、すべての加盟生産国の熱帯森林資源の総計に対する各加盟生産国の熱帯森林資源の割合に従って配分する。

(c) 三百票は、加盟生産国の間で、確定的な数字を入手することのできる最近の三年間の各加盟生産国の熱帯木材の純輸出額の平均に比例して配分する。

3 2の規定にかかわらず、2の規定に従って行われた計算によりアフリカ地域の加盟生産国に割り当てられるすべての票は、アフリカ地域のすべての加盟生産国の間で平等に配分する。残余の票がある場合には、当該残余の票は、それぞれ次のとおりアフリカ地域の加盟生産国に配分する。まず、2の規定に従って行われた計算により最大の票数が割り当てられる加盟生産国に配分し、次に、二番目に多い票数が割り当てられる加盟生産国に配分する。残余の票の配分は、このようにして、すべての残余の票が配分されるまで行われる。

4 5の規定に従うことを条件として、加盟消費国の票は、次のとおり配分する。各加盟消費国は、十の基本票を有する。残余の票は、加盟消費国の間で、票の配分が行われる暦年の六暦年前の年以降の五年間における各加盟消費国の熱帯木材の純輸入量の平均に比例して配分する。

- 5 いずれかの二箇年会計年度に加盟消費国に配分される票数は、直前の二箇年会計年度に当該加盟消費国に配分されていた票数の五パーセントを超えて増加してはならない。超過した票は、加盟消費国の間で、票の配分が行われる暦年の六暦年前の年以降の五年間における各加盟消費国の熱帯木材の純輸入量の平均に比例して配分する。
- 6 理事会は、必要と認める場合には、第十二条に規定する特別多数票による議決で、加盟消費国の特別多数票について必要な百分率の下限を調整することができる。
- 7 理事会は、各二箇年会計年度の最初の会合の開催時に、この条に定めるところにより当該二箇年会計年度について票を配分する。配分は、8に定める場合を除くほか、当該二箇年会計年度を通じて有効なものとする。
- 8 機関の加盟国の構成に変動がある場合又は加盟国の投票権がこの協定に定めるところにより停止され、若しくは回復される場合には、理事会は、この条に定めるところにより、影響を受ける加盟国の区分内で票を再配分する。この場合には、理事会は、票の再配分が有効なものとなる時を決定する。
- 9 票数は、一未満の端数を伴ってはならない。

第十一条 理事会の投票手続

1 加盟国は、自国の有するすべての票を投ずる権利を有するが、投票に当たって票を分割してはならない。もっとも、2の規定により委託された票については、加盟国は、自国の有する票と別個に投ずることができない。

2 加盟生産国は他の加盟生産国に対し、また、加盟消費国は他の加盟消費国に対し、理事会の議長に対する書面による通告により、理事会の会合において自国の利益を代表し、及び自国の票を投ずることを自国の責任において委託することができる。

3 加盟国は、棄権したときは、投票しなかったものとみなされる。

第十二条 理事会の決定及び勧告

1 理事会は、コンセンサス方式によりすべての決定及び勧告を行うよう努める。

2 理事会は、コンセンサスに達することができない場合には、この協定が特別多数票による議決で行うことを定めている場合を除くほか、単純多数票による議決で、すべての決定及び勧告を行う。

3 加盟国の票が前条2の規定により理事会の会合において投じられた場合には、当該加盟国は、1の規定

の適用上、出席し、かつ、投票したものとみなされる。

第十三条 理事会の定足数

- 1 理事会のいかなる会合においても、第四条に規定する各区分の加盟国の過半数であって当該区分において総票数の三分の二以上を有するものが出席していなければならない。
- 2 理事会の会合の日として予定された日及びその翌日において1に定める定足数が得られない場合には、会合のその後の日においては、第四条に規定する各区分の加盟国の過半数であって当該区分において総票数の過半数を有するものが出席していなければならない。
- 3 第十一条2の規定に基づいて代表されている加盟国は、出席しているものとみなされる。

第十四条 事務局長及び職員

- 1 理事会は、第十二条に規定する特別多数票による議決で、事務局長を任命する。
- 2 事務局長の任用の条件は、理事会が定める。
- 3 事務局長は、機関の首席の管理職員であるものとし、理事会の決定に従ってこの協定を運用し、及び実施することにつき、理事会に対して責任を負う。

- 4 事務局長は、理事会の定める規則に従って職員を任命する。職員は、事務局長に対して責任を負う。
- 5 事務局長及び職員は、木材産業、木材の取引その他木材に関連する商業活動につきいかなる金銭上の利害関係も有してはならない。
- 6 事務局長及び職員は、その任務の遂行に当たって、いかなる加盟国からも又は機関外のいかなる当局からも指示を求め、又は受けてはならない。事務局長及び職員は、理事会に対して最終的に責任を負う国際公務員としての立場を著しく損なうおそれのあるいかなる行動も慎まなければならない。加盟国は、事務局長及び職員の責任の専ら国際的な性質を尊重するものとし、これらの者が責任を果たすに当たってこれらの者に対して影響を及ぼそうとしてはならない。

第十五条 他の機関との協力及び調整

- 1 理事会は、この協定の目的を達成するため、適当な場合には、国際連合並びにその諸機関及び専門機関（例えば、国際連合貿易開発会議（UNCTAD）その他関連する国際機関及び地域機関）並びに民間部門、非政府機関及び市民社会との協議及び協力のための措置をとる。
- 2 機関は、この協定の目的を達成するための努力の重複を避けるため並びに政府間機関、政府機関、非政

府機関、市民社会及び民間部門の活動の補完性及び効率を高めるため、可能な最大限度まで、これらの機関等の便宜、役務及び専門的知識を利用する。

3 機関は、一次産品のための共通基金の制度を十分に利用する。

第十六条 オブザーバーの参加

理事会は、機関の活動に関心を有する国際連合加盟国若しくは国際連合のオブザーバーである国であってこの協定の締約国でないもの又は機関の活動に関心を有する前条に規定する機関等に対し、理事会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請することができる。

第五章 特権及び免除

第十七条 特権及び免除

1 機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し、及び処分し、並びに訴えを提起する能力を有する。

2 機関並びに機関の事務局長、職員及び専門家並びに日本国の領域に滞在する加盟国の代表の地位、特権及び免除については、千九百八十八年二月二十七日に東京で署名された日本国政府と国際熱帯木材機関と

の間の本部協定が、この協定の適正な実施のために同本部協定の改正が必要である場合にはその改正を経て、引き続き適用される。

3 機関は、理事会の承認の下に、この協定の適正な実施のために必要な能力、特権及び免除に関する取極を他の国と締結することができる。

4 機関の本部が他の加盟国に移転する場合には、当該他の加盟国は、理事会の承認の下に、できる限り速やかに、本部協定を機関と締結する。機関は、その協定が締結されるまでの間、機関がその被用者に支払う報酬及び機関の資産、収入その他の財産に対する課税を新たな接受政府の国の法令の範囲内で免除するよう当該新たな接受政府に要請する。

5 本部協定は、この協定とは別個のものとする。もっとも、本部協定は、次のいずれかの場合に終了する。

- (a) 接受政府と機関との間で合意する場合
- (b) 機関の本部が接受政府の国から移転する場合
- (c) 機関が存在しなくなる場合

第六章 会計

第十八条 勘定

1 機関に、次の勘定を置く。

- (a) 運営勘定（分担金による勘定）
 - (b) 特別勘定及びバリ・パートナーシップ基金（任意の拠出金による勘定）
 - (c) その他理事会が適当かつ必要と認める勘定
- 2 理事会は、第七条の規定により、1に規定する勘定の透明性のある運用及び管理について規定する会計に関する規則（この協定の終了又はその有効期間の満了の際の会計上の処理に関する規定を含むもの）を定める。
- 3 事務局長は、1に規定する勘定の管理につき責任を負い、及び理事会に報告を行う。

第十九条 運営勘定

1 この協定の運用に要する費用は、運営勘定に記帳するものとし、各加盟国の憲法上又は制度上の手続に従って支払われる年次分担金（その額は、4から6までに定めるところにより決定される。）をもって支

弁する。

2 運営勘定には、次の費用を含む。

(a) 運営に係る基礎的な費用（給与及び給付、着任に係る費用、出張旅費等）

(b) 中核的な活動に係る費用（通信及び広報、理事会によって招集される専門家会合並びに第二十四条、第二十七条及び第二十八条の規定による研究及び評価の準備及び出版に係る費用等）

3 理事会並びに第二十六条に規定する委員会及び補助機関に出席する代表団の費用は、関係加盟国が負担する。加盟国が機関からの特別の役務を要請する場合には、理事会は、当該加盟国に対し当該役務に要する費用の負担を要求する。

4 理事会は、各二箇年会計年度の終了前に、次の二箇年会計年度の機関の運営勘定の予算を承認し、及び当該予算に係る各加盟国の分担金の額を決定する。

5 各二箇年会計年度の運営勘定に係る各加盟国の分担金の額は、次のとおり決定する。

(a) 2(a)に規定する費用は、加盟生産国及び加盟消費国が均等に負担するものとし、当該費用に係る各加

盟国の分担金の額は、加盟国の各区分内の票数の合計に対する当該加盟国の票数の割合に比例して決定

する。

(b) 2 (b)に規定する費用は、加盟生産国が二十パーセント、加盟消費国が八十パーセント負担するものとし、当該費用に係る各加盟国の分担金の額は、加盟国の各区分内の票数の合計に対する当該加盟国の票数の割合に比例して決定する。

(c) 2 (b)に規定する費用の額は、2 (a)に規定する費用の額の三分の一を超えてはならない。理事会は、コンセンサス方式により、特定の二箇年会計年度についてこの制限を変更することを決定することができる。

(d) 理事会は、第三十三条に規定する評価の一環として、運営勘定及び任意の拠出金による勘定が機関の効率的かつ効果的な運営にどのように寄与しているのかについて検討することができる。

(e) 分担金の額の決定に当たっては、各加盟国の票数は、いずれかの加盟国の投票権の停止又はこれによって生ずる票の再配分を考慮することなく算定する。

6 この協定の効力発生の後に機関に加盟する加盟国の最初の分担金の額は、当該加盟国が有することとなる票数及びその加盟時における二箇年会計年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合

において、当該二箇年会計年度分の他の加盟国の分担金の額は、変更しない。

7 運営勘定に係る分担金の支払の義務は、各会計年度の初日に生ずる。いずれかの二箇年会計年度中に機関に加盟した加盟国の当該二箇年会計年度に係る分担金の支払の義務は、加盟国となった日に生ずる。

8 加盟国が7の規定により分担金の支払の義務の生ずる日の後四箇月以内に運営勘定に係る分担金の全額を支払っていない場合には、事務局長は、当該加盟国に対しできる限り速やかにそれを支払うよう要請する。事務局長の要請の後二箇月以内に当該加盟国がその分担金を支払っていない場合には、当該加盟国は、支払うことができない理由の説明を要請される。分担金の支払の義務の生ずる日から七箇月を経過した時においても当該加盟国がなお分担金を支払っていない場合には、当該加盟国の投票権は、理事会が第十二条に規定する特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、分担金の全額が支払われる時まで停止される。加盟国は、二年連続して分担金の全額を支払っていない場合には、資金供与の対象となる事業及び準備事業に関する提案を第二十五条1の規定に基づいて提出する資格を失う。ただし、第三十条の規定を考慮に入れるものとする。

9 加盟国が7の規定により運営勘定に係る分担金の支払の義務の生ずる日の後四箇月以内に運営勘定に係

る分担金の全額を支払った場合において、理事会が機関の会計に関する規則において割引を定めているときは、当該加盟国の分担金は、当該割引を受ける。

10 加盟国は、8の規定により権利を停止された場合においても、引き続き、分担金を支払う責任を負う。

第二十条 特別勘定

1 特別勘定は、次の二の勘定で構成する。

- (a) 課題別計画勘定
- (b) 事業勘定

2 特別勘定のための資金は、次のものから調達することができる。

- (a) 一次産品のための共通基金
- (b) 地域金融機関及び国際金融機関
- (c) 加盟国による任意の拠出
- (d) その他の資金源

3 理事会は、特別勘定の透明性のある運用のための基準及び手続を定める。この手続は、課題別計画勘定

及び事業勘定の運用において加盟国（拠出加盟国を含む。）の意向が均衡のとれた形で反映されることが必要であることを考慮に入れるものとする。

4 課題別計画勘定は、承認された準備事業、事業及び活動（第二十四条及び第二十五条の規定に従って特定された政策及び事業の優先順位を基礎として理事会が定める課題別計画に適合するもの）の資金に充てるための拠出であって用途の特定されていないものを促進することを目的とする。

5 拠出者は、自己の拠出金を特定の課題別計画に割り当てることができ、又は自己の拠出金を割り当てるための提案を行うよう事務局長に要請することができる。

6 事務局長は、課題別計画勘定における資金の割当て及び支出、準備事業、事業及び活動の実施、監視及び評価並びに課題別計画を成功裡に実施するための資金上の必要性について理事会に定期的に報告する。

7 事業勘定は、第二十四条及び第二十五条の規定に従って承認された準備事業、事業及び活動の資金に充てるための拠出であって用途の特定されているものを促進することを目的とする。

8 事業勘定に対する用途の特定されている拠出金は、拠出者が事務局長と協議の上別段の決定を行わない限り、拠出の対象とされた準備事業、事業及び活動のためにのみ使用する。拠出者は、準備事業、事業及

び活動の完了又は終了後の残余の資金の用途について決定する。

9 加盟国は、特別勘定のための資金の予測可能性を確保するため、拠出金が任意の性質を有することを考慮して、特別勘定が理事会によって承認された準備事業、事業及び活動を完全に実施するために十分な資金の水準の達成によって補充されるよう努める。

10 事業勘定又は課題別計画勘定の下で行われる特定の準備事業、事業及び活動に対するものとして受領された収入はすべて、それぞれ事業勘定又は課題別計画勘定に記帳する。当該特定の準備事業、事業又は活動に係るすべての費用（コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む。）は、それぞれの勘定から支弁する。

11 いずれの加盟国も、準備事業、事業又は活動に関する他の加盟国又は主体による行為から生ずる責任について機関の加盟国であるという理由により責任を負うものではない。

12 事務局長は、第二十四条及び第二十五条の規定に従って準備事業、事業及び活動に関する提案の作成について支援するものとし、理事会の定める条件により、承認された準備事業、事業及び活動のための十分かつ確実な資金調達に努める。

第二十一条 バリ・パートナーシップ基金

1 第一条(d)に定める目的を達成するために必要な投資を加盟生産国が行うことを支援するため、熱帯木材生産林の持続可能な経営のための基金（以下「基金」という。）を設立する。

2 基金は、次のものから成る。

(a) 拠出加盟国からの拠出金

(b) 特別勘定の下で行われる活動の結果取得した収入の五十パーセント

(c) その他の資金源（公私を問わない。）からの資金であって、機関がその会計に関する規則に従って受領することのできるもの

(d) その他理事会が承認する資金源

3 基金の資金は、1に定める目的のための準備事業及び事業であって、第二十四条及び第二十五条の規定に従って承認されたものに対してのみ、理事会が配分する。

4 理事会は、基金の資金の配分に当たって、次の事項を考慮して、基金の使途に関する基準及び優先順位を定める。

- (a) 熱帯木材及び熱帯木材製品の輸出を持続可能であるように経営されている供給源からのものについて行うことを達成するための支援に関する加盟国のニーズ
 - (b) 木材生産林に関する重要な保全計画を定め、及び運営するための加盟国のニーズ
 - (c) 持続可能な森林経営の計画を実施するための加盟国のニーズ
- 5 事務局長は、第二十五条の規定に従って事業に関する提案の作成について支援するものとし、理事会の定める条件により、理事会によって承認された事業のための十分かつ確実な資金調達に努める。
- 6 加盟国は、基金が基金の目的を達成するために十分な水準に補充されるよう努める。
- 7 理事会は、基金のために利用し得る資金が十分であるか否かについて定期的に検討するものとし、基金の目的を達成するために加盟生産国が必要としている追加的な資金を得るよう努める。

第二十二条 支払の形式

- 1 第十八条の規定に基づいて置かれる勘定に対する分担金及び拠出金は、自由交換可能通貨で支払われるものとし、外国為替上の制限を課されない。
- 2 理事会は、また、承認された事業における必要性を満たすため、第十八条の規定に基づいて置かれる勘

定（運営勘定を除く。）に対する拠出であって拠出金以外の形態のもの（科学的及び技術的機材並びに要員の提供を含む。）を受け入れることを決定することができる。

第二十三条 会計の検査及び公表

1 理事会は、機関の会計検査のため、独立の会計検査専門家を指名する。

2 1の会計検査専門家が独立した立場から会計検査を行った第十八条の規定に基づいて置かれる勘定の決算書は、各会計年度の終了の後できる限り速やかに、遅くとも六箇月以内に、加盟国が入手することができるようにするものとし、適当な場合には、理事会が、その後開催される最初の会合において承認のため検討する。会計検査を行った決算書及び貸借対照表の概要は、その後に公表する。

第七章 機関の活動

第二十四条 機関の政策活動

1 機関は、第一条に定める目的を達成するため、政策活動及び事業活動を相互に調和させるような方法で実施する。

2 機関の政策活動は、この協定の目的を広く加盟国全体のために達成することに寄与すべきである。

3 理事会は、政策活動の指針とし、並びに第二十条4に規定する優先順位及び課題別計画を特定するた
め、定期的に行動計画を策定する。行動計画において特定された優先順位は、理事会によって承認される
活動計画に反映する。政策活動には、指針、手引、研究、報告並びに基本的な通信及び広報の手段の開発
及び準備並びに機関の行動計画において特定された類似の活動を含むことができる。

第二十五条 機関の事業活動

1 加盟国及び事務局長は、この協定の目的の達成に寄与し、及び前条の規定に従って理事会によって承認
される行動計画において特定された一又は二以上の活動の優先分野又は課題別計画に寄与する準備事業及
び事業に関する提案を提出することができる。

2 理事会は、特に、この協定の目的との関連性、活動の優先分野又は課題別計画との関連性、環境及び社
会に及ぼす影響、国の森林に関する計画及び戦略との関係、費用対効果、技術的及び地域的なニーズ、努
力の重複を避ける必要性並びに得られた教訓を取り入れる必要性を考慮して、事業及び準備事業の承認の
基準を定める。

3 理事会は、機関による資金供与を必要とする準備事業及び事業の提案、審査、承認及び優先順位の決定

のため並びにこれらの実施、監視及び評価のための日程及び手続を定める。

4 事務局長は、準備事業若しくは事業に対する機関の資金が事業計画書に従って使用されていない場合又はこのような資金について不正、浪費、怠慢若しくは不適切な管理がある場合には、当該資金の支払を停止することができる。事務局長は、理事会による検討のために、その後開催される最初の理事会の会合において報告を提出する。理事会は、適当な措置をとる。

5 理事会は、合意された基準に従い、加盟国又は事務局長がいずれかの事業周期において提案することのできる事業及び準備事業の数についての制限を設けることができる。また、理事会は、事務局長による報告の後、準備事業又は事業に対する支援の停止又は終了を含む適当な措置をとることができる。

第二十六条 委員会及び補助機関

1 この協定により、機関の委員会として次のものを設置する。委員会は、すべての加盟国に開放される。

- (a) 林産業に関する委員会
- (b) 経済、統計及び市場に関する委員会
- (c) 造林及び森林経営に関する委員会

(d) 財政及び運営に関する委員会

- 2 理事会は、適当な場合には、第十二条に規定する特別多数票による議決で、委員会及び補助機関を設置し、又は解散することができる。
- 3 理事会は、委員会及び補助機関の任務及び活動範囲を決定する。委員会及び補助機関は、理事会に対して責任を負うものとし、理事会の権限の下で活動する。

第八章 統計、研究及び情報

第二十七条 統計、研究及び情報

- 1 理事会は、最新の信頼し得る資料及び情報（熱帯木材の生産及び貿易、傾向並びに資料の不一致に関するもの等）並びに非熱帯木材及び木材生産林の経営についての関連情報の入手に資するため、事務局長に対し、関連する政府間機関、政府機関及び非政府機関と緊密な関係を確立し、及び維持する権限を与える。機関は、この協定の実施に必要なと認める場合には、これらの機関と協力して、このような情報を収集し、取りまとめ、分析し、及び公表する。

- 2 機関は、資料の収集における他の機関との重複を回避しつつ、森林に関する事項についての国際的な報

告の様式を標準化し、及び調和させるための努力に寄与する。

3 加盟国は、木材、木材貿易及び木材生産林の持続可能な経営を達成することを目的とする活動に関する統計及び情報並びに理事会が要請するその他の関連情報を、事務局長が定める期間内に、自国の国内法に抵触しない範囲で可能な最大限度まで提供する。理事会は、この3の規定に従って提供される情報の種類及び提出される報告の様式を決定する。

4 理事会は、要請に応じて又は必要な場合には、この協定に基づく統計及び報告に関する義務を履行するための加盟国（特に開発途上加盟国）の技術的能力を高めるよう努める。

5 加盟国が、二年連続して3の規定に従って必要とされる統計及び情報を提供せず、かつ、事務局長に対し支援を要請しない場合には、事務局長は、まず、当該加盟国に対し、一定の期間内に説明を行うよう要請する。十分な説明が得られない場合には、理事会は、適当と認める措置をとる。

6 理事会は、国際木材市場の動向、国際木材市場の短期及び長期の問題並びに木材生産林の持続可能な経営の達成に向けての進捗状況^{ちよく}について関連する研究が行われるよう措置をとる。

第二十八条 年次報告及び二年ごとの検討

- 1 理事会は、その活動その他適当と認める情報に関する年次報告を公表する。
- 2 理事会は、二年ごとに、次の事項を検討し、及び評価する。
 - (a) 国際的な木材の状況
 - (b) この協定の目的の達成に関連すると認められる他の要素、問題及び進展
- 3 2の検討は、次の事項を参考として行う。
 - (a) 加盟国が提供する木材の国内生産、貿易、供給、在庫、消費及び価格に関する情報
 - (b) 理事会が要請し、加盟国が提供するその他の統計資料及び特定の指標
 - (c) 加盟国が提供する自国の木材生産林の持続可能な経営に向けての進捗状況ちよくに関する情報
 - (d) その他関連する情報であって、理事会が国際連合の諸機関、政府間機関、政府機関若しくは非政府機関を通じて又は直接に入手することのできるもの
 - (e) 熱帯木材及び非木材林産物についての違法な伐採及び収穫並びに貿易に関する取締り及び情報についての制度の確立に向けた進捗状況ちよくに関し加盟国が提供する情報
- 4 理事会は、次の事項に関する加盟国の間の意見の交換を促進する。

- (a) 加盟国における木材生産林の持続可能な経営の状況及び関連事項
 - (b) 機関が定める目的、基準及び指針との関係における資金の流れ及び必要額
- 5 理事会は、要請に応じ、適当な情報の共有のために必要な資料を入手するための加盟国（特に開発途上加盟国）の技術的能力を高めるよう努める。この努力には、訓練及び設備に必要な資金を加盟国に提供することを含む。

6 検討の結果は、当該検討が行われた理事会の会合の報告書に記載する。

第九章 雑則

第二十九条 加盟国の一般的義務

- 1 加盟国は、この協定の有効期間中、この協定の目的の達成を促進し、及びこの協定の目的に反する行動をとらないようにするため、最善の努力を払い、及び協力する。
- 2 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を受け入れ、及び実施することを約束するものとし、当該決定を制限する効果又は当該決定に反する効果を有することとなる措置をとることを差し控える。

第三十条 義務の免除

1 理事会は、この協定に明示的に定められていない例外的な事情若しくは緊急の事態又は不可抗力のため必要がある場合において、この協定に基づく加盟国の義務の履行が不可能であることに関する当該加盟国の説明に満足するときは、第十二条に規定する特別多数票による議決で、当該義務を免除することができる。

2 理事会は、1の規定に基づく加盟国の義務の免除に当たって、義務の免除の条件、期間及び理由を明示する。

第三十一条 苦情及び紛争

いずれの加盟国も、いずれかの加盟国がこの協定に基づく義務を履行しなかった旨の苦情及びこの協定の解釈又は適用に関する紛争を理事会に提起することができる。当該苦情及び当該紛争に係る理事会の決定は、この協定の他の規定にかかわらずコンセンサス方式によって行われるものとし、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

第三十二条 特別の救済措置及び特別措置

1 開発途上国である加盟消費国は、この協定の下でとられた措置により自国の利益が著しく害される場合

には、理事会に対し、適当な特別の救済措置をとるよう申請することができる。理事会は、国際連合貿易開発会議決議第九十三号（第四回会期）Ⅲ3及び4に定めるところにより適当な特別の救済措置をとることを検討する。

2 国際連合が定義する後発開発途上国に該当する加盟国は、理事会に対し、国際連合貿易開発会議決議第九十三号（第四回会期）Ⅲ4並びに千九百九十年代における後発開発途上国のためのパリ宣言及び行動計画56及び57に定めるところにより特別措置をとるよう申請することができる。

第三十三条 検討

理事会は、この協定の効力発生の後五年を経過した時にこの協定の実施状況（目的、資金供与の仕組み等）について評価を行うことができる。

第三十四条 無差別待遇

この協定のいかなる規定も、木材及び木材製品の国際貿易を制限し、又は禁止するための措置（特に、木材及び木材製品の輸入及び利用に係るもの）をとることを認めるものではない。

第十章 最終規定

第三十五条 寄託者

国際連合事務総長は、ここに、この協定の寄託者として指名される。

第三十六条 署名、批准、受諾及び承認

1 この協定は、二千六年四月三日からこの協定の効力発生の日の後一箇月が経過するまで、国際連合本部において、千九百九十四年の国際熱帯木材協定を承継する協定の交渉のための国際連合会議に招請された政府による署名のために開放しておく。

2 1に規定する政府は、次のいずれかのことを行うことができる。

(a) この協定に署名する際に、署名によってこの協定に拘束されることに同意する旨の宣言を行うこと（確定的な署名）。

(b) この協定に署名した後、寄託者に批准書、受諾書又は承認書を寄託することによってこの協定を批准し、受諾し、又は承認すること。

3 署名及び批准、受諾若しくは承認、加入又は暫定的適用の通告に際し、第五条1に規定する欧州共同体又は政府間機関は、その適当な当局が行う宣言であって、この協定によって規律される事項に関する自己

の権限の性質及び範囲を特定するものを寄託する。また、当該機関は、その権限について実質的な変更があった場合には、変更後の権限について寄託者に通報する。当該機関がこの協定によって規律されるすべての事項に関して排他的権限を有する旨の宣言を行う場合には、当該機関の構成国は、2、次条及び第三十八条の規定に基づく措置をとってはならず、また、第四十一条の規定に基づく措置をとるか、又は第三十八条の規定に基づく暫定的適用の通告を撤回する。

第三十七条 加入

1 この協定は、理事会の定める条件に基づく政府による加入のために開放しておく。この条件には、加入書の寄託の期限を含む。理事会は、この条件を寄託者に送付する。もっとも、理事会は、この条件に定める期限までに加入することができない政府に対し、期限の延長を認めることができる。

2 加入は、寄託者に加入書を寄託することによって行う。

第三十八条 暫定的適用の通告

この協定を批准し、受諾し、若しくは承認する意思を有する署名政府又は加入のための条件が理事会によって定められているが加入書を寄託することのできない政府は、この協定が次条の規定に従って効力を生

ずる日から又はこの協定が既に効力を生じている場合には当該政府の特定する日からこの協定を自国の法令に従い暫定的に適用する旨をいつでも寄託者に通告することができる。

第三十九条 効力発生

1 この協定は、付表Aに掲げるところにより総票数の六十パーセント以上を有する十二の生産国の政府及び二千五年の熱帯木材の世界の輸入量の六十パーセント以上を有する付表Bに掲げる十の消費国の政府が、第三十六条2又は第三十七条の規定に基づき、確定的な署名を行い、批准し、受諾し、又は承認した場合には、二千八年二月一日又はその後のいずれかの日に確定的に効力を生ずる。

2 この協定が二千八年二月一日に確定的に効力を生じなかった場合であっても、付表Aに掲げるところにより総票数の五十パーセント以上を有する十の生産国の政府及び二千五年の熱帯木材の世界の輸入量の五十パーセント以上を有する付表Bに掲げる七の消費国の政府が、同日又はその後の六箇月以内のいずれかの日までに、第三十六条2の規定に基づき、確定的に署名を行い、批准し、受諾し、若しくは承認し、又は前条の規定に基づきこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告したときは、二千八年二月一日又は当該その後の六箇月以内のいずれかの日に暫定的に効力を生ずる。

3 国際連合事務総長は、1又は2に定める効力発生の要件が二千八年九月一日までに満たされなかった場合には、第三十六条2の規定に基づき、確定的な署名を行い、批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告した政府が実行可能な最も早い時に会合し、この協定の全部又は一部をこれらの政府の間で暫定的に発効させるか又は確定的に発効させるかを決定するため、これらの政府を招集する。この協定をこれらの政府の間で暫定的に発効させることを決定した場合には、これらの政府は、事態を検討するため随時会合することができるものとし、この協定をこれらの政府の間で確定的に発効させるか否かを決定することができる。

4 この協定は、寄託者に対し前条の規定に基づく暫定的適用の通告を行わなかった政府であつて、この協定の効力発生の後、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託するものについては、その寄託の日に効力を生ずる。

5 機関の事務局長は、この協定の効力発生の後できる限り速やかに、理事会を招集する。

第四十条 改正

1 理事会は、第十二条に規定する特別多数票による議決で、加盟国に対しこの協定の改正を勧告すること

ができる。

2 理事会は、加盟国が寄託者に対して改正の受諾を通告する期限について定める。

3 改正は、三分の二以上の加盟生産国であって加盟生産国の総票数の七十五パーセント以上を有するもの及び三分の二以上の加盟消費国であって加盟消費国の総票数の七十五パーセント以上を有するものから寄託者が受諾の通告を受領した後九十日で効力を生ずる。

4 改正の効力発生の要件が満たされた旨を寄託者が理事会に通報した後は、理事会の定める期限に関する2の規定にかかわらず、加盟国は、改正の効力発生までの間、寄託者に対し改正の受諾を通告することができる。

5 加盟国は、改正の効力発生の日までに改正の受諾を通告しなかった場合には、同日にこの協定の締約国でなくなる。ただし、憲法上又は制度上の手続を完了することが困難なため改正の効力発生の日までに受諾することができなかった旨の当該加盟国の申立てを理事会が認め、かつ、当該加盟国のために改正の受諾の期限を延長することを理事会が決定する場合は、この限りでない。この場合において、当該加盟国は、改正の受諾を通告する時まで改正に拘束されない。

6 改正の効力発生要件が2の規定に基づいて理事会が定めた期限までに満たされなかった場合には、改正は、撤回されたものとみなす。

第四十一条 脱退

1 加盟国は、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この協定の効力発生の後いつでも、この協定から脱退することができる。脱退の通告を行った加盟国は、同時にその旨を理事会に通報する。

2 脱退は、寄託者が1の通告を受領した後九十日で効力を生ずる。

3 加盟国がこの協定に基づき機関に対して負っている資金上の義務は、当該加盟国の脱退によって終了しない。

第四十二条 除名

理事会は、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると認定し、かつ、その違反がこの協定の実施を著しく妨げていると決定する場合には、第十二条に規定する特別多数票による議決で、当該加盟国をこの協定から除名することができる。理事会は、その旨を寄託者に直ちに通告する。当該加盟国は、理事会の決定

の日の後六箇月で、この協定の締約国でなくなる。

第四十三条 脱退し、若しくは除名される加盟国又は改正を受諾することができない加盟国に係る

会計上の処理

- 1 理事会は、次の理由によりこの協定の締約国でなくなる加盟国について会計上の処理を行う。
 - (a) 第四十条の規定によるこの協定の改正の受諾を行わないこと。
 - (b) 第四十一条の規定に基づきこの協定から脱退すること。
 - (c) 前条の規定に基づきこの協定から除名されること。
- 2 理事会は、この協定の締約国でなくなる加盟国が第十八条の規定に基づいて置かれる勘定に対して支払った分担金及び拠出金の払戻しを行わない。
- 3 この協定の締約国でなくなった加盟国は、機関の清算によって得られる収益その他の機関の資産の持分に係る権利を有しない。また、当該加盟国は、この協定の終了の際に機関に欠損があっても、当該欠損のいずれの部分の支払についても責任を負わない。

第四十四条 有効期間、延長及び終了

- 1 この協定は、効力発生の後十年間効力を有する。ただし、理事会が、この条に定めるところにより、第十二条に規定する特別多数票による議決で、この協定の有効期間を延長し、この協定について再交渉し、又はこの協定を終了させることを決定する場合は、この限りでない。
- 2 理事会は、第十二条に規定する特別多数票による議決で、この協定の有効期間を二回（一回目は五年間、二回目は三年間）延長することを決定することができる。
- 3 1に規定する十年の期間の満了前又は2に規定する延長期間の満了前のいずれかにおいて、この協定に代わる新たな協定についての交渉が行われたが、その新たな協定が確定的又は暫定的に効力を生じていない場合には、理事会は、第十二条に規定する特別多数票による議決で、その新たな協定が暫定的又は確定的に効力を生ずる時までこの協定の有効期間を延長することができる。
- 4 新たな協定についての交渉が行われ、2又は3の規定に基づくこの協定の延長期間内にその新たな協定が効力を生ずる場合には、延長されたこの協定は、その新たな協定が効力を生ずる時に終了する。
- 5 理事会は、いつでも、第十二条に規定する特別多数票による議決で、その定める日にこの協定を終了させることを決定することができる。

6 理事会は、この協定の終了の後も、機関の清算（会計上の処理を含む。）を行うため、十八箇月を超えない期間存続するものとし、当該期間中、第十二条に規定する特別多数票による議決で行われる清算に関する決定に従って清算に必要な権限及び任務を有する。

7 理事会は、この条に定めるところにより行われた決定を寄託者に通告する。

第四十五条 留保

留保は、この協定のいかなる規定についても付することができない。

第四十六条 補足規定及び経過規定

1 この協定は、千九百九十四年の国際熱帯木材協定を承継する協定とする。

2 千九百八十三年の国際熱帯木材協定又は千九百九十四年の国際熱帯木材協定に基づいて機関若しくはその内部機関により又はこれらの名においてとられた措置であって、この協定が効力を生ずる日に有効であり、かつ、同日に満了する旨の定めのないものは、この協定に基づく変更がない限り、引き続き有効なものとする。

二千六年一月二十七日にジュネーブで、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によりこの協定を作成した。

付表 A 千九百九十四年の国際熱帯木材協定を承継する協定の交渉のための国際連合会議に出席した政府であって第二条（定義）に定義する加盟生産国となる可能性を有するもの及び第十条（票の配分）の規定によって配分された票数の一覧表

加 盟 国	票 数
アフリカ地域	二四九
アンゴラ	一八
ベナン	一七
カメルーン（注）	一八
中央アフリカ共和国（注）	一八
コートジボワール（注）	一八
コンゴ民主共和国（注）	一八
ガボン（注）	一八
ガーナ（注）	一八
リベリア（注）	一八
マダガスカル	一八

<p>ラテン・アメリカ及びカリブ地域 バルバドス ボリビア (注) ブラジル (注)</p>	<p>アジアⅡ太平洋地域 カンボジア (注) フィジー (注) インド (注) インドネシア (注) マレーシア (注) ミャンマー (注) パプアニューギニア (注) フィリピン (注) タイ (注) バヌアツ (注)</p>	<p>ナイジェリア (注) コンゴ共和国 (注) ルワンダ トーゴ (注)</p>
<p>一五七</p>	<p>一四 一六 一四 二五 三三 一〇五 一三一 二二 一四 一五 三八九</p>	<p>一八 一八 一七 一七</p>

<p style="text-align: center;">総 計</p>	<p>コロンビア (注) コスタリカ ドミニカ共和国 エクアドル (注) グアテマラ (注) ガイアナ (注) ハイチ ホンジュラス (注) メキシコ (注) ニカラグア パナマ (注) パラグアイ ペルー (注) スリナム (注) トリニダード・トバゴ (注) ベネズエラ (注)</p>
<p style="text-align: center;">一、〇〇〇</p>	<p style="text-align: right;">一九 七七 七一 八 二 七 八 五 八 八 八 〇 〇 一 二 四 〇 七 一 八</p>

注 千九百九十四年の国際熱帯木材協定の加盟国

付表 B 千九百九十四年の国際熱帯木材協定を承継する協定の交渉のための国際連合会議に出席した

政府であって第二条（定義）に定義する加盟消費国となる可能性を有するものの一覧表

アルバニア

アルジェリア

オーストラリア（注）

カナダ（注）

中国（注）

エジプト（注）

欧州共同体（注）

オーストリア（注）

ベルギー（注）

チェコ共和国

エストニア
フィンランド(注)
フランス(注)
ドイツ(注)
ギリシャ(注)
アイルランド(注)
イタリア(注)
リトアニア
ルクセンブルク(注)
オランダ(注)
ポーランド
ポルトガル(注)
スロバキア

スペイン（注）

スウェーデン（注）

グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国（注）

イラン・イスラム共和国

イラク

日本国（注）

レソト

社会主義人民リビア・アラブ国

モロッコ

ネパール（注）

ニュージーランド（注）

ノルウェー（注）

大韓民国（注）

スイス（注）

アメリカ合衆国（注）

注 千九百九十四年の国際熱帯木材協定の加盟国